

令和元年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月11日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第53号 財産（図書館情報システム更新）の取得について
- 日程第2 議案第54号 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第55号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第56号 瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第64号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第65号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第67号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第68号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第69号 平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第70号 平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第71号 平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議案第72号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第73号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第74号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第75号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第76号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
-------------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

また、傍聴にお越しいただきました方々、早朝よりまことにありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

また、きょうは新聞社の方も中にお入りいただいておりますので、その点もよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同条第3項では、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっておりますので、十分注意し発言されるようお願ひをいたします。

日程第1 議案第53号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第53号財産（図書館情報システム更新）の取得について議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第54号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第54号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

私は、議案第54号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

質疑をいたします。

これは、会計年度、1年ですね、について、今まであった肩書・身分の職員を会計年度任用職員というふうに改めていくという説明を受けております。来年4月1日から施行と聞いております。

お聞きしたいことは、今までの身分・肩書の、例えば補助職とか嘱託というのは聞いておりますが、今までの身分・肩書の種類のどういう人たちがここへ移行するのか、人数は全部で493人と聞いていますが、これもそれでよろしいのか、今までの該当者、呼ばれていた該当者を教えていただきたいということと、会計年度ですから1年なわけですけれど、その中に任期が2年とかという人はいなかったのかということをお聞きしたいと思います。

つけ加えますと、特別職の中には2年の人もいたように記憶していますが、例えば特別職も会計年度、特別職の非常勤ですね、非常勤の特別職、特別職の非常勤の人についてです。について任期が2年というのはあったような気がするんですが、その辺も教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務部長 久野君。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今、くまがい議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、当市の臨時、さらに非常勤の職員の方が493人ということでございますが、内訳としては、一応非常勤の特別職、いわゆる嘱託職員としては33人と、あと1号補助職員、臨時補助職員で1週間に38時間45分勤務される方、この1号補助の職員が157名、さらにそれを下回る方が251名と、あと日々雇入れをする3号職員が見えるんですが、この方が52名ということで、合わせて493ということで間違いはございません。

続いて、2点目の任期の御質疑でございますが、この方たちは全て1年の任期となっておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、特別職ということですが、この方たちも1年ということでよろしくお願ひしたいと思っております。以上で回答とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番、無所属の会の松野でございます。

議案第54号でございますけれども、現在、臨時職員あるいは非常勤職員となっている方が来年の4月から会計年度任用職員と、このようになるわけでございます。その中身は、フルタイムとか、短時間、パートですね、こういう形になります。それで、フルタイムの方は来年の4

月からは一般職員、我々の市に勤めている正規職員と同じような常勤職員というような形になるわけですね。そうしますと週38時間45分の勤務ということになるわけですが、例えばフルタイムの方は週38時間45分ですが、これは毎日勤めるんじゃないかと、月18日だというふうに聞いております。こういう方は将来といいますか、任期は1年ですが、共済組合ですね、こういったところに加入できるのか。1年未満は多分できないかというふうに考えますが、雇用継続でまた来年勤めますよと、こういうことになりましますと共済組合に加入できるのかと。

それからもう一点は、短時間労働の方ですが、この方は週20時間以上ということと、賃金が月額8万8,000円以上ということで、厚生年金等に加入できるのか、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務部長 久野秋広君。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今の松野藤四郎議員さんの質疑にお答えをさせていただきます。

1つは、共済組合の加入の件でございますが、まず、この会計年度任用職員というのは新しく来年4月1日から制度が始まるわけでございますが、その1年目は共済組合ということではなくて、一応厚生年金保険、さらに健康保険及び雇用保険の適用、フルタイムの方ですね。さらにパートタイムの会計年度任用職員に関しては、その勤務時間等により、厚生年金、健康保険、雇用保険の適用になるということでございますが、その中でフルタイムの会計年度任用職員、先ほど議員のほうから説明がありましたが、地方公務員法の適用となり、正規職員の身分と同じような対応になってくるわけでございますが、その方は、1年目は先ほど申し上げましたとおり厚生年金保険と健康保険の対象となるんですが、2年目以降も勤務した場合、更新されて、会計年度ですので1年なんですけれども、2年目を更新する方に関しては地方公務員と共済組合の適用となっていきますので、回答とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今のフルタイムの方は、任期1年であるし、常勤職員と同じような身分ですが、共済組合には入れないけれども、次の年には、継続して雇っていただければ、共済組合に、制度の中に入れるというふうで解釈してよろしいですね。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） はい、そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それから、フルタイムの方は一般職員、常勤職員といいますか、と

同じ身分になるわけですが、ここでは退職手当というのは出てこんですけれども、共済に加入できていないから退職手当が出ないというふうな解釈でいいんですか、これは。手当に関することはずうっといろいろ、地域手当から通勤手当とずうっとあって、最後は期末手当まで書いてあるんですけれども、退職手当というやつがないんですが、これは該当しないということですね。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の質疑の退職手当ということでございますが、フルタイムの会計年度任用職員になる方に関しては、常勤職員の勤務時間以上の勤務した日が18日以上ある月が引き続き6カ月を超える場合は退職手当の対象になります。適用がされます。ただ、パートタイムの方に関してはこの退職手当の対象にはなりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） もう一点ですが、今回のこの会計年度任用職員ということで、パートタイマー、あるいはフルタイムと、こういう方の改正でございまして、これに至るといことは常勤職員の削減につながると、このように思うわけですが、どのような考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 常勤職員の削減ということになるのかということでしょうか。

まず、この会計年度任用職員制度に移行するに当たって、今、現行います補助職員、さらに非常勤職員の方たちの職員という制度はなくなるんですが、移行することによって。ただ、その会計年度任用職員制度への移行のみを理由として、その方、任用している者をやめさせるという考え方はございません。ただ、その各ポストが真に必要なポストであるか否かの業務の精査は、業務で実際にその方が必要かどうかというのは、今後、精査をしていくというか、実施をしていく予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは常勤職員、管理職あるいは正規職員、任期付職員にもかなり影響してくるわけですが、職員団体等の協議はされているのかお尋ねします。ここには互助会といいますか、何かそういった会があるそうですけれども、そういったところでお話をされているのか確認します。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 互助会とか団体と協議をしているかという話でございまして、今現

在は、今回、来年4月に向けて、まずその身分となる給与とか費用弁償、それを定める条例ということで制定をさせていただいて、具体的にこの会計年度任用職員という方に関しての、その業務に合わせた職員の身分の位置づけというのはこれから始めていきますので、その点を御理解していただきたいと思います。

ですので、まだ今現在は基本的な俸給、給与とか費用弁償を定めているという段階ですので、今後、業務に合わせてそういった事務的な手続を進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第54号についてお尋ねをいたします。

改めてお伺いしますけれども、会計年度任用職員制度が新たに導入されるわけですが、なぜそれが導入されるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、小川議員の質疑にありました、なぜ会計年度任用職員に切りかえるのかということでございますが、これまで地方公務員としては臨時・非常勤職員という形でいろいろ業務、窓口業務とか内部事務及び各施設等さまざまな分野で活躍していただいているということでございますが、ただ、この方たち、今、補助職、臨時職、非常勤で雇用をしている方々が、その身分とか、従来制度のままでいきますと非常に不明確というところがございます。地方公共団体によって臨時とか非常勤職員というのは任用とか勤務条件に関する取り扱いがまちまちであるため、その臨時・非常勤職員の適正な任用、あと勤務条件をしっかりとした地方公務員法に基づいた条件というのを確保することのために、今回この会計年度任用制度のほうに移行されたというところで御理解をさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 新しく会計年度任用職員制度が導入されますけれども、この制度によって、先ほど松野議員もお尋ねになりましたけど、改めて私もお尋ねしたいというふうに思います。

この制度の導入によって、いわゆる非正規雇用がさらに進んでいくといたしますか、今でも非正規雇用の人たちが多いんですけれども、さらにこういう非正規雇用の人たちがふえていくのではないかと、それが拡大していくのではないかとということが懸念をされますけれども、その点

ではいかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の小川議員さんの非正規職員がどんどんふえていくという話でございしますが、そういう方、非正規職員を今回は制度上なしにして、新しくしっかりとした身分を与えて、手当等も出るんですけれども、そういった体制で業務にかかるというところでの会計年度任用職員制度というのが創設されておりますので、私どもとしては、これによって非正規職員ということではなくて、いわゆる常勤職員と同じ身分の取り扱いで進めていくということになりますので、御理解をしていただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次に、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員というのがありますが、その違いについてですけれども、1週間当たりの勤務時間ではどのように区分されるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） パートタイムの会計年度任用職員というのは、フルタイムと違いまして38時間45分未満の方、その方たちがこのパートタイムの会計年度任用職員の対象となるわけですが、その時間というのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、その業務に当たるに對して必要な職員ということで、時間はそれ以下でまちまちになるかと思いますが、そういった対応で考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 例えば1日7時間働いておられる臨時・非常勤の職員の人は、1日7時間の場合はどういう扱いになりますか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 7時間ですので、パートタイム会計年度任用職員という扱いになるということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 先ほど松野議員から退職金手当、退職手当のことがありましたけれども、これは現在でも臨時・非常勤の職員の方にとっては、フルタイムで働いておる場合には退職手当は支給されておると、こういう理解でよろしいでしょうか、現在も支給されておるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 退職手当なんですけど、現行は、地方公務員法の適用になっておりませんので、退職手当等はございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） そうしますと、その人のマニュアルというのが、多分それに沿って仕事を進めておられると思いますけれども、今回のフルタイムの場合には退職手当は支給できるというふうになっておりますよね。それに従って、今回、会計年度任用職員のフルタイムの場合には退職手当を支給しますよと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） はい、そういった理解でよろしいかと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 最後にお伺いしたいと思えますけど、私は、学童指導員の方の待遇の改善というのが大変大きな問題になっておりまして、一般質問でも取り上げさせていただきました。その際に答弁がありましたけれども、会計年度任用職員制度ができますので、その待遇改善を図っていききたいというような答弁の趣旨だったというふうに思います。

そこでお尋ねしたいんですけれども、どのように学童職員の皆さんの待遇改善は進むことになるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

何年働いても1年更新ですので、1年間でまた更新されていかなきゃならんわけですので、ずうっと不安定雇用のままだということになると思えますけれども、その点も含めて、どのように改善されるのかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 会計年度任用職員の採用という、更新というところの質疑でよろしいでしょうか。

一応、会計年度任用職員というのは、その更新をしていくに関しては、やはりしっかりとした競争とか選考によって採用していくという形になります。全く正規職員と同じ形になっていきますので、その評価が非常にいい形であれば更新をしていくということによろしいでしょうか。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ちょっとよく理解できませんで、改めてお伺いします。

私、学童指導員の待遇改善は必要だということを質問でお尋ねしてきましたけど、それについて、今度、会計年度任用職員制度を設けられるので、待遇改善が図られるというような趣旨

の答弁がございました。

したがいまして、学童職員の待遇改善は、この会計年度任用職員制度を設けられることによってどのように改善されるのかについてお尋ねしたいというふうに思いますが、改めて答弁をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 会計年度任用職員に対しての改善ということによろしかったですかね。どのように改善されるかということなんですが、先ほども申し上げましたが、各諸手当等もついてきますので、例えば学童の指導員等がこの会計年度任用職員に移行した場合は、しっかりとした身分ができますので、それに対しての手当とか、そういったものがついていきますので、改善されるということで御理解していただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） この会計年度任用職員の制度によって身分が安定するというふうには私は思えないんですね。例えば今お尋ねしました学童指導員の場合につきましては、やっぱりこの制度のもとで何年働いたって1年ごとの更新、また更新できない場合もあるわけですね。更新できないときには更新できないという根拠をもってこの制度がつくられるわけですので、できないこともされないこともある、することもできる。

しかし、私、仮に更新されて何年働いても、ずうっと働き続けても不安定雇用、いわゆる非正規雇用のままということになるのではないかなと思いますけど、その点はいかがでしょうか、お尋ねしたいというふうに思いますが。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） この会計年度任用職員というのは、やはり私たち常勤と同じく、それはその方の職業能力というのか、その能力というのを評価していかないといけないという中で、その評価が非常に高ければ順次更新をしていくという形になるということで御理解をしていただきたいと思います。要は今までの雇い入れではなくて、やはりしっかりとした評価をして、実際にその業務に必要な人材かというのをやはりしっかりと判断をして更新をしていく形になりますので、その点を御理解していただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 制度の説明はされたと思いますけれども、私、やっぱりこの制度といたしますのは、学童指導員の方も何年働いてもいつまでも不安定雇用のままだということは変わらないというふうに思いまして、ちょっと改めてそのことは指摘をさせていただきたいなあとというふうに思います。

以上で質問は終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若園君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の中の第33条のところに、別表第1というところで行政職給料表が使われていると思いますけれども、その中に職務の級で1級と2級があるわけがございますけれども、そういうのがフルタイムとパートタイムとの今後の仕方、そして先ほど総務部長から説明がありましたように1号給というところがございますので、そこをみますと、例えば1級の場合だと14万4,100円、2級ですと19万4,000円というふうに職種によって違うと思いますけれども、例えば現在、補助職員が今回国の公務員法の一部改正によりまして、業務内容については公務員の、要するに秘密保持とかいろいろとそこら辺、その関係の法律が適用されて、給与関係のほうを、もしこれから会計年度をされていくんでしたら、今までの号給ですね、前歴換算していくのか、全然なく、どのような運用にされるか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、若園議員さんの質疑でございますが、行政職の給料表の号数が上がっていくかということですが、やはり先ほど申し上げたとおり、昇給制度を採用しますので、フルタイムの方ですと昇給はあるということで御理解していただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 補助職員が今度フルタイムになる場合ですけれども、全員、現在おる職員が全員、来年4月1日からこの1号給から全員スタートして、これから運用されるということか、例えば先ほど言いましたように、前歴換算もなく普通の公務員として採用されると前歴換算100%、例えば会社員から要するに公務員になられた場合は0.8、そして在宅家庭で見える方については0.25という年数換算して、その号給に適用されていくんですけれども、今回スタートするときに補助職員が全員この号給からスタートをしていきますかどうか、確認いたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 全員が1級1号給14万4,100円ということではございません。今、来年の4月からですので、先ほども申し上げたとおり、業務によって今精査をしていくわけですが、今現在考えているのは、一応、現状の同一の勤務であれば、原則、現状維持と

なるような給与の号数に合わせて設定をさせていただき予定をしております。それに基づいて、年度の更新というのは、先ほど評価をして上がっていくという形になっていくかと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

ちなみに、現在、瑞穂市の行政補助職の場合は、一応1級1号を初任給、今のところ14万4,100円と予定をしております、保育士の場合は1級22号を基本と考えているところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、総務部長がいろいろと今後の補助職員から会計年度任用職員のフルタイム等、これを運用されるということで、細かいことは議場の中では質問は聞きませんがすけれども、そこら辺しっかり、規則のほうでしっかり、市長を中心にされまして、その運用について進めてもらえれば結構でございます。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第55号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第55号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第56号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第56号瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第57号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第57号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第57号ですけれども、瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例でございます。

その中に、公民館とか総合センター、教育支援センター等の条例等が資料としてありますけれども、1点ですけれども、ほとんどのそういった施設には冷暖房がついているんですけれども、今までは今言いました3つの条例の中には冷暖房の使用料はあったんですけれども、今回からこれをなくしているわけですが、これは何か理由があるのかちょっと確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 松野議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の改正は、公共施設、公の施設について、受益者負担というところの適正化ということで改正をさせていただいております。そういった中で、その維持費、維持管理費、施設の維持管理費、税の公平性というところから、一部受益者の方に負担をしていただくという統一的な考え方で料金の上げ幅を決定しておりますので、その中で冷暖房についての差というのか、そういったことをなしにして料金改定をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。いわゆる受益者負担の適正化という視点から改正をしておりますので、御理解をさせていただきたいと思います。以上です。

○17番（松野藤四郎君） わかりました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議案第57号の瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まずは1つ目でございますが、これは、消費税が10%に10月から増税になる予定になっておりますけれども、これにあわせて消費税の増税に便乗した値上げになっているのではないかと

と思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の小川議員の消費税率の引き上げによってこの使用料が改定されているかということですが、間接的に消費税が関与しているというのか、例えば先ほども申し上げましたが、今回は公共施設の受益者負担の適正化ということで、その施設に係る維持費、維持費に見合った受益者の適正な負担割合ということで今回改定をしているわけですが、その中で、この維持費が10月1日以降、消費税が8%から10%に切りかわるということで、そういった中で施設の例えば管理委託料等は経費がかさんできます。その中で、受益者にもやはり負担をしていただくという中で、間接的に消費税の値上げが今回の改正の中では影響してきますが、最終的にはやはり受益者負担の適正化ということですね、その施設の管理に対して正しく負担をしていただく受益者負担ということで改正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私、今回の使用料の値上げといいますのは10%以上なんですよね。どこをとってみても10%を超える値上げになっております。そんな使用料の値上げが果たしていいのかなあというふうなことは思わざるを得ません。大幅、値上げの幅が大き過ぎる。幾ら受益者負担ということで説明をされるわけですけれども、何で10割も1割も上がるんやなあ。そのことは市民の皆さんから見たら、なかなか納得できんのではないのでしょうかね。

改めて私はお尋ねしたいと思いますが、受益者負担の適正化と言われますと、あたかも値上げをする口実のように聞こえるわけですけれども、本来、公共施設といいますのは、誰もが安心して利用できるように、その使用料というのはできるだけ値上げはせずに、誰もが利用できるようにしていくことが必要なんですよね。私そう思うんですね。ところが今のような、受益者負担といいましたら、値上げはどんどんできますよと、こういう考え方になってしまうわけですけれども、それはおかしいと思いますけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今のサービスという中で使用料の値上げはどうかというところですが、やはり公の施設を運営していくには、その維持管理費というのは莫大なお金がかかっていきます。それは、その利用される方だけではなくて、全市民の税金で賄われることから、やはりその維持管理費の負担というものは、やはり利用される方にも負担をしていただくということで今回、ただ、それもそのサービスに見合った受益者負担というところで検討をしておりますので、私のほうとしては、やはり受益者の負担ということで今回改正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） この10月から消費税がもし10%に上がりますと、大変市民の皆さんにとっては影響は大きいわけですね。それに加えて、また公共施設の使用料も上げますよ、その値上げ幅が1割以上ですよ。これは到底、私は市民の皆さんから見て、ああわかりました、納得しましたと、こんなふうにはならんのではないかなあというふうには思いますが、そのことは指摘させていただいて、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第58号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第58号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第60号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第60号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第61号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第61号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第62号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第62号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第62号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてお尋ねしたいというふうに思います。

今度、指定の更新制度が導入されるわけですが、なぜこれが今回新しく導入されることになったのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） おはようございます。

今、小川議員の質問に対してお答えさせていただきます。

現行制度では指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められておるわけなんですけれども、指定の有効期限が定められていなかったことから、事業者の廃止・休止などの状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であったため、実態とその乖離が生じていたほか、無届け工事や不良工事が発生していたこともございました。

このようなことがあったために、指定給水装置工事事業者指定制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう指定の更新制が導入されることとなったという事です。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） もう一つお伺いしたいと思います。

更新手数料は1万4,000円というふうになっていますよね。これは、1万4,000円という金額ですが、近隣の市町では更新手数料というのはどのぐらいになるのか。私、きっとこれ

はそれぞれの市町によってまちまちじゃないかなあというふうに思うんです。実際にこの1万4,000円というのは、そういう近隣の市町と比べてどんなような状況になるのか、どのようにつかんでおられるのかお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、議員おっしゃられたように、各市町で多少金額が変わっているところはございます。ただ、近隣を見てみますと、1万4,000円、市が指定手数料をもらっているような金額をもらっているところが多々ありまして、更新におきましても、指定の時点と同じ手続が必要だということで、同じ金額で更新手数料をいただくということを定められているところもございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第63号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原君。

○7番（杉原克巳君） 議席番号7番、無所属の会、杉原克巳でございます。

議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

皆様、お手元でございます30年度の瑞穂市歳入歳出決算事業報告書、これをちょっと見ていただきますとよくおわかりになると思いますけど、まず質問の1つ目でございますが、ページ数が8ページ、市税という項目がございます。この市税でございますけど、一応総額でいきますと30年度が70億4,734万と、収入ですよ。それから29年度も70億4,747万ということで、ほとんど変わらないという状況でございますが、その中身のちょっと質問をさせていただこうと思っておるようなわけでございます。

まず市民税でございますけど、この認定額はちょっと別にいたしまして、収入済額というところでいきますと、まずここで個人と法人に分けてちょっと調べてみますと、30年度の個人はここに書いてございますように29億6,513万円と、それから昨年が28億7,407万、プラス

9,106万円ということで、次の法人のほうでございますけど、法人のほうで30年度が4億1,145万円、29年度が4億6,497万円、対比いたしますと5,352万のマイナスになっておると。この個人のほうは9,100万ということで1億円近い税収の確保をいたしておるわけでございますが、法人のほうで5,352万ということで、29年度よりも減額になっておると。この要因というものがわかりましたらお教えいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問でございます、法人市民税がなぜ下がっておるかというような内容かと思いますが、実は詳しい分析はできておりません。恐らく、それぞれの事業所の業績が思わしくなかったのではないかなあというふうに考えています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） もう一度よく吟味をしていただきたいと思っております。また後ほど報告をいただきたいと思っております。

次に固定資産税の項目に行きまして、30年度は、これも収入済額でいきますけど、32億4,242万円というふうになっております。そうしまして、29年度が32億7,897万円ということで、これも3,655万円下回っておるということでございます。それで、この固定資産税といいますのも、これも個人と法人とがあるわけなんですね。その内容が、要するに法人と個人とに分けて、ここでもしデータがわかりましたらお教えいただきたいということをお願いしたいと。

それで、私は1つ、固定資産税のほうは、これは減価償却が3年に1回ずつ見直しされておられますから、そこら辺の影響がしておるかなあということも、ちょっと私データを持っておりませんもんで、いつ固定資産税の評価がえがあったかということ、ちょっとはつきりしたことは申し上げられませんが、この個人とこの法人というものは当然31年度の予算編成の段階におきましても積算で、要するに個人は幾らと、法人はこうと、それから土地と例えば償却資産がこのぐらいたというふうで、当然それをベースにいたしまして予算設定をされておるといふふうに思っておりますから、そこら辺おわかりになりましたら、ここで御答弁を願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 申しわけありません、固定資産税の個人・法人についての資料がちょっと手元にございませんで、申しわけありません。前年に比べまして減少しておりますのは、路線価が影響しておるのではないかなあというふうに考えております。以上、申しわけございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） これは私、これは推測で申し上げてはちょっといかんですけれど、例えば企業が瑞穂市から他市町へ出ていきましたときには、当然、固定資産税というのは法人関係は減りますですね。ですから、そこら辺が一部、私は影響しているのじゃないかなあというふうに思っておるわけですが、これも確信的なことはございませんから、一度お調べをいただきまして、後ほど御報告をいただきたいと思っています。

次に、今度はこの厚いほうの決算の明細のほうの12ページ、ここをちょっと皆さん見ていただきたいと思います。

ここに、歳出の中で、私は何を言いたいかといいますと、ここに不用額というのが実は発生しておるわけですが、これを見ますと、前年度はトータルで5億4,900万、当初予算に対しての不用額といいますのは、要するに予算を執行して行って、それから例えば積算の誤りとか、積算の誤りということは、要するにそこで事業費が安くなったからその分が浮いたということと、それから、これが継続事業だったのに翌年に繰り越しというものをのけたものが不用額ということで計上されるわけなんです、それが5億4,900万という金額になっておるわけなんです。その中身を見ますと、総務費の総務管理費で1億5,770万ということで、総務管理費の予算現額が26億のうちに1億5,770万という金額、これ構成比にいたしますと6.1%ということで、ちょっと突出しておる数字じゃないかなあというふうに思っておるようなわけですが、この根拠はどういう根拠かということをご示し願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、杉原議員さんの質疑でございます不用額ということでございますが、こちらの総務費のほうは不用額がたくさん出ているという要因でございますが、私どもは、こちらの要因としては、ふるさと納税が寄附されてくるわけですけれども、最終3月期にそのふるさと応援寄附金が寄附されますと、それに対して返礼品をお支払いするんですが、その返礼品、寄附の決算が少なかったというところで、予算よりか少なかったというところで、その返礼品が不用額として残ったというのが大きな原因で、また、その返礼品で払うもの、不用額等、さらにそれを積み立てることがありますので、寄附金を、その積立金も不用額となっておりますので、要因としてはこの2点ですね、総務費が不用額が出ている要因ということで分析しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今御説明いただきましたんですけど、ふるさと納税で積立金を不用額…、積立金をどういうふうに処理されるんですか、今ちょっと私理解できないんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変済みません、説明がなかなか難しく。

ふるさと応援寄附金というのは、当市のほうに歳入のほうとしてふるさと応援金を寄附していただくんですが、その寄附していただいたものを歳出の総務費のほうでふるさと応援基金というところに積み立てをします。それを歳出でも、例えば入りで6億予算措置してありますと、歳出でも6億積み立てるということになります、それが決算が5億になりますと、やはりその1億部分も積み立てとして歳出で不用額となりますので、その部分が今回影響、要因として不用額として出ているというところでよろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 私もう一度勉強いたします、ちょっと理解に苦しむところがありましたので。

そうしましたら、次の質問でございますけど、先ほど小川さんも消費税のところで、この10月から10%に上がるよということで、これももう鍋に入れていいパーセンテージだと思うんですけど、そこで、今度こちらのほうの、事業報告書の薄いほうでございますけど、こちらの6番目に地方消費税の交付金というのが実はございます。それで、この消費税というのは、要するに今8%のうちで一般の消費税というのは6.3%なんですね、それで特別消費税というのが1.7%になっておるわけなんでございますけど、これが10月から10%になりました場合に、消費税と、それから地方消費税の割合というのはどれだけになりますか、ちょっとお教えいただきたいんですけど、パーセンテージを。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の杉原議員の地方消費税交付金の案件だと思いますが、こちらの今回10月に消費税が8%から10%に引き上げ、2%引き上げになるんですが、その2%の部分、実際には消費税というのは、国が今申し上げたとおり6.3と、1.7が地方分になっているんですが、その2%分は全てこの社会保障財源としての地方交付税ということで御理解していただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 10%に上がる場合は、今の1.7%から2.2%が該当になるということで私は理解をしております。

では、最後の質問になりますけど、これも5ページに出ておりますけど、地方交付税の質問をさせていただきたいと思っております。

これ、前の市長も言うておられましたんですけど、この地方交付税が年々我々の自治体は減

少してきておるといふことで、30年度を見ましても、地方交付税のところでは普通交付税が17億8,800万円と、それから特別交付税が3億1,800万といふことで、31年度の当初予算でも一応減額で19.4億円といふことで、減額といふことで予算化をされております。

ちなみに、28年度は25億ありました、地方交付税がですね。その内容は、普通交付税が21.9億円と、それから特別交付税が3.1億円と。それから、29年度が20.9億円が普通交付税だと、それから特別交付税が2.87億円だといふことですね。それで、31年度はちょっとグロスの数字しかわかりませんが、19.4億円といふことで、これも年々地方交付税といふものが我々の自治体に、要するに国のほうからいただく交付税が少なくなってきておるといふようなことでございます。

この算定基準といふのは、一応、普通交付税といふのは人口とか面積とか、あと東北とかの寒冷地の場合には要するに加味して交付税を納めておるといふようなことを私は理解しておるといふわけでございますけど、ここら辺の交付税が30年度も減ってきておる、年々減ってきておると。それで、31年度の予算も19.4億円しか見ていないといふようなことでございまして、ここら辺の減額に、要するに我々が国からいただきます、この地方交付税が減額になっている主たる要因といふものはどういふものかといふことをここでお示しをできないかといふことで、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、杉原議員の交付税が減額している理由といふことでございますが、こちらは、やはり合併してから15年が過ぎまして、その中で合併による加算といふものがなくなったといふことが一つ要因にあります。

あともう一つは、この普通交付税の計算といふのが、基準財政需要額と収入額との差ということですが、その需要額において、これまで合併特例債といふのがございまして、そちらの部分が多く交付税に算入されていたんですが、15年で借りていたもの、合併特例債で借りていたものの償還が順次終了していく中で、需要額が下がる中で交付税が下がっている。基準財政需要額についての分析としてはそういう分析で、さらに収入に関して、平成30年度の収入に関しては、要因としては、先ほど、ことしの法人税は下がっているんですが、29から30年度に関しては好景気等による法人税の増、さらに納税義務者の増加等により市町村民税が増をしているといふ中で基準財政収入額が伸びていると、そういった中で地方交付税が減っているといふ要因を分析しております。収入が減れば、その分、交付税は補填が少なくなりますので、そういう理解でお願いしたいと思います。以上です。

○7番（杉原克巳君） 結構です。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○5番（鳥居住史君） 議席番号5番、無所属の会の鳥居住史です。

議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

この概要書の32ページのところに、まち・ひと・しごと地方創生推進事業の一つの項目、地方創生事業に地域公共交通事業評価委託ということで151万2,000円計上、結果が出ていますね。そして、その下に公共交通活性化事業委託で256万8,000円決算されています。

まず、この2つの事業の評価の結果はそれぞれ大きくどのような評価になっているか。要は、この2つの事業の、同じように地方公共交通という似たような、まあ同じですね、公共交通について事業委託していますけれども、この違いというか、それぞれの特徴、どのような評価を得たのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

今、鳥居議員のほうから御質問があった地域公共交通事業評価委託と公共交通活性化事業委託でございますが、平成30年度に公共交通会議というのを31年2月26日に開いております。こちらのほうは、主はみずほバスの再編成の利用状況ということと、新規路線の安八穂積線の利用状況についてということで分析しております。

それで、公共交通活性化事業のほうですけれども……。

ごめんなさい、さきの32ページの151万2,000円、地域公共交通事業評価委託でございますが、アンケート調査等々をとりまして、その31年2月26日にする公共交通会議の資料づくりということでいろいろ分析をしております。当然みずほバスの再編のことですとか、それから安八穂積線の利用状況についても調べさせていただいて、交通会議のほうで発表をさせていただいています。こちらのほうは、まとめを地域公共交通会議委員の方々に集まらせていただきまして説明させていただいております。そのアンケート調査だとか、どのくらいの利用客がいるかとか、実際的な時間帯でどんな利用状況があるとか、そういうのを細かく分析したのをまとめてホームページのほうにも張らせていただいております。そういう形の分析の評価委託でございます。

地域活性化事業委託でございますが、こちらに関しましては、JRを持っている瑞穂市としては、先人である岐阜市等々、公共機関等とのやっばり、JRなんか大変皆さん広域で利用される方がおります。そういうところの市としての使命というものもあると思いますね。ですから、近隣の方がJRにアクセスできやすいようにということで安八穂積線の路線をつくったわけなんですけれども、ただ、当然安八のほうの方々も利用していただかなきゃなりませんし、その安八との活性化のためにイベント等も打っています。それが、開通のときに吉本興業さんを呼んで盛り上げて、今回お披露目ということで開通しましたよということもやっております。

そういうので公共交通活性化事業委託ということで進めております。

当然、活性化するという事だけでは地域の方々、駅前の方々も、ただ人が集まってくるといことは、交通状態とか大変なことになるので、この分析した状況もまた駅前の方々にもお話しさせていただいて駅の活性化につなげる、また駅のまちづくりのほうにもつながるといような形でデータのほうは使わせていただきたいなあと考えております。そういうための事業の内容となっていますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ありがとうございます。わかりました。

それに関連することで、25ページに自主運営バス事業費の利用状況の結果が出ていますね。この自主バス事業も公共交通の一つであると思えますけれども、ここに、平成30年12月29日から平成31年1月3日は運休ということで、それ以外の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの利用状況がここに書いてあるわけですがけれども、ここで私は、4つの路線があるわけですがけれども、その4つの路線の利用者数がそれぞれ当然違うわけですがけれども、十九条古橋線のざっくりと、この表から出てくる、1本のバスに何人乗っているかというのを単純にこれ計算することができるんですね。つまり、十九条古橋線というのは年間で2万8,970人利用しているわけです。この利用者数の中で、11本の1日本数が走っているわけですから、じゃあ1本当たり何人の年間で利用者数があるかということで、2,630人なんですね。

片や、牛牧穂積線というのは年間で1万9,617人、本数が12本あるんですね。つまり1本当たりの年間による利用者数が1,634人。

何が言いたいかというと、この結果を見ると、牛牧穂積線の利用者数は少ないけれども、本数が多いわけです。十九条古橋線は本数が、1日の運行本数が1本少ない11本ですがけれども、利用者数は多いと。つまり、このみずほバスの利用としては十九条古橋線の人の利用度合いのほうがどうも強そうだと出てきているので、このデータをもとに、この各線の本数をもう一度検討するということはあってもいいんじゃないかというふうにはこのデータからは見られるんですがけれども、そのような、本数を見直すような議論というのは、先ほどの公共交通会議の中では、どうも今の報告ですとなかったように思われますけれども、今後、このデータをもとに、今、私が申し上げたような議論はする必要があるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ありがとうございます。

今、鳥居議員が言われたような本数と実際の人数とかありますが、各路線によって走る距離というのも違うんですね。運転手さんの配車の関係だとか、あと車をうまいことアクセスさ

せる、絡めるところでこういう状態になっておりますが、いろんな意見が私どものほうに入っています。まだ始めて、この安八穂積線も入っただけでございますし、今3路線を4路線にかけた状況でございます。ただ、全体的な利用者は大変ふえていますので、またそのような意見を蓄積させていただいて、当初は5年ぐらいで、いろんな事業所で聞きますと、そういう交通会議をやって、バス路線の再編というのは5年単位がベターですよというお話を聞いているんですが、できるだけちょっとでも早くそういう意見をまとめさせてもらって、聞かせてもらって、また見直しということもやりたいと思っておりますので、今のところこの路線でいきたいと思っています。

ただ、そういう、実際、確かに足が、遠方の方で駅に来るということは多い、十九条のほうが多いという傾向にはなっています。その辺はまたもう少し牛牧の方、穂積の方にもPRさせてもらって、利用度アップということもさせていただきたいと思っておりますので。例えば利用度アップに関しては、こういう使い方ができるとPLANT-6のほうまで行けるよとか、いろんな、できたらスーパーなんかの使い方というものも具体的に示させてもらってというような形も考えて、利用度アップに考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

最初の私の質問の答弁の中で、2つの事業評価、活性化事業の結果を公共交通会議のほうに説明してというお話があったと思うんですけども、公共交通会議、非常に大事な役割を持っていると思いますけれども、交通弱者の方の公共交通のかかわり方について議論をしていただきたいと思うんですけども、私も一度傍聴をさせていただいたときにはそのような議論はなかったと思うので、ちょっとこれは本論と外れるかもわかりませんが、交通弱者のことも交通会議で議論していただけたらなあという要望をちょっとつけ加えさせていただきたいと。じゃあ、次の質問です。

35ページ、事業報告書、選挙費のところなんですけれども、選挙管理委員会の開催が年間11回、41万6,000円計上されています。そして、その次の選挙啓発費で選挙啓発ポスター追加記念品1万7,000円、成人用選挙啓発物品等で19万4,000円。今、まず選挙啓発費のことなんですけれども、金額は本当に知れていますけれども、少ないですけども、本当にこの成人式用選挙啓発用品等をつくって、成人式のときに渡しているのかわからないですけど、これが、やっけていて、成果としてはどのように捉えておるかをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 鳥居議員さんの質疑ということで、この選挙の啓発費で、成人式とか記念品等は、やはり投票率を向上させるために私どものほうでやっている事業でして、それ

がどういう効果というのは、もちろん効果があるという中でこういったことをやらせていただいているということで、御理解していただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 具体的にじゃあちょっとお聞きします。

その成人式用選挙啓発物品というのは、例えば何を提供しているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申しわけございません、今手元に資料がございませんので、ちょっとお答えは控えさせていただきます。申しわけございません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 私、想像するに、物に何かチラシみたいなのが入って、選挙へ行きましたよというものが紙で一緒についているんだと思いますけれど、成人式に来た若者がそれをもって効果があると私はとても思えないんですね。もしあるとすると、例えば市長とかが挨拶されると、そのときに若者に対して政治に対する意識をそこで訴えられるということが、より若者の政治への、投票への関心は高まると思います。ですから、PDCAというあの名前はよく流布していますけれども、実際にそれを考えてみると、こういうことも本当に効果があるのかという部分では、非常にこれは疑問な部分が私にありますので、もう一度検討していただきたいなあというふうに思います。

そして、一番最初に言いました選挙管理委員会の、年間11回選挙管理委員会を開催されているということなんですけど、この中で投票率を上げるための議論というのはされているんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の御質疑でございますが、この選挙管理委員会の中でやっている内容というのが、選挙の登録人、定時登録とか、そういったことを含めてやっているんですが、この30年度の11回に関しては、ちょっと私は出席はしておりませんでしたので、内容についてはちょっと今お答えはできませんが、例えばこの間の本年度でありましたら、この選挙、参議院選挙の総括ということで、県内の状況の投票率とか、そういったことで、この委員会の中で投票率を向上させるための反省、総括をして、そういったものを議題として協議をしている、委員会を開いているというところはございますので、御理解していただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 年間11回は開催するという中で、やっぱり投票率のことは選挙管理委員会としては議論に上がってきて当然だと思うんですけども、私も傍聴したことないのでわかんないんですけども、ぜひそれは所管の総務としては話題にさせていただいて、これは選挙管理委員会だけの問題じゃないんで、選挙管理委員会だけの。市として、そして市民にいかにケアするかということであらゆるところで考える必要があると思うんで、特にその選挙管理委員会という立場上、やっぱりその辺は意識を持って議論していただけるように指導していただきたいなあと思います。

次ですけども、38ページに、社会福祉総務費の中の人権のことでお聞きしたいと思います。

まず、心配ごと相談事業で人権相談、総合センターで第3火曜日に行われていますね。多分、これは毎月第3火曜日に行われていると。相談件数は4件なんです。

それで、その下に人権啓発活動推進事業費ということで17万6,000円、消耗品とか印刷・製本ということで計上されています。この人権啓発活動という部分は、名前、名称としては確かに、人権の啓発というのは大事な概念だと思いますけれども、今の時代、今の段階でどのような、この必要性というか、今の私のイメージですと、何か紙ベースにそういうものを書いて、ポスターとして張ってということにとどまっていると。果たしてそれでいいのだろうか。人権の問題が4件ということもあるんですけども、人権は当然守らなければいけない大事なテーマですけども、現状のあり方で果たしてその人権のことを、行政としてかかわる立場として今の状況でいいのかというのをちょっとお聞きしたいと思って……。

〔「ちょっと質問がおかしい」の声あり〕

○5番（鳥居佳史君） 質問がおかしいですか。そうですか。はい、わかりました。

周りから、同僚議員が質問がおかしいということですので、じゃあ今のことをちょっと撤回しまして、この人権の相談が4件あったということですけども、この人権の相談の相談を答える人というのはどういう人がやっているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの鳥居議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

決算事業報告書の38ページの中段の一覧表のところの人権相談の4件でございますが、相談を受ける側につきましては、私どもの人権擁護委員でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 人権という部分では幅広い多分相談があると思いますけれども、はい、わかりました。

最後に、51ページ、成人保健費、平成30年度の成人保健事業の受診者とかの一覧が出ていま

す。この中で胃がん検診が受診率が4.1%ということで、やっぱり相変わらず低い数字になっています。ほかの検診、8つ、胃がん検診を含めて8つありますけれども、大体10%を超えていると。肺がん検診は7.4%で10%を切っていますけれども、それにしても胃がん検診がやっぱり非常に低いという現状について、私もいろいろ質問させていただいていますように、やっぱり抵抗があるんですね。だから、このデータから見て、ABC検診等を早急に進めるというお考えはお持ちですか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの鳥居議員からの御質問、決算事業報告書51ページのこの表の胃がん検診でございますが、他の検診に比べて受診率が低いということについては私どもも憂慮しております、できれば受診率の向上というふうには考えておりますが、ただいまお話のありました、ABC検診というお話がございましたけれども、これについては保健所等々からの通知等々もございまして、現在も実施をしておりません。これについては、国の動向や県からのいろんな通知をもとにしてこういった検診を行っておりますので、今後もそういうふうには考えております。したがって、今、具体的に考えているかというところは、ございません。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者あり〕

〔「休憩しましょう」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりましてしばらく休憩をしたいと思います。11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

項目を初めに申し上げます、3つです。項目全体を最初に申し上げます。

1つ目は、監査の審査意見の4ページ、財政規律のような話について質問いたします。

2つ目は、事業報告書の11ページにある生活管理指導短期宿泊事業手数料の内容についてお聞きします。

3つ目は、監査の12ページ、税金についてあります。これと関連しまして、事業報告書には

34ページに滞納処分の状況というのがございます。つまり3つ目は、収入未済額のとときに督促状を送りますね、督促状の件数とそれから差し押さえをした件数、単純に単位が同じではないとか比較できないんですけど、それにしても非常に少ないのでどういう事情があるかということをお聞きします。

1つ目です。1つ目の質問だけ、ここで申し上げます。

監査の審査意見書の4ページです。ここに審査の意見の(6)がございます。予算の管理等についてイ、ロ、ハと書かれています。書かれていることを簡潔にまとめて申し上げます。確認したいと思います。

イ、予算の管理についてのところで、歳入については多額の歳入超過である、決算ですね。歳出については、見込み誤り等によって多額の不用額が散見されたと。つまり、予算額と決算額が非常に乖離していると、収支バランスの均衡を崩していくと健全な財政運営を損なう要因となるから注意するようにと書かれています。予算の管理です。

それからロについては、予算流用及び予備費充用についてということで、不適切な充用案件や、流用・充用額以上に不用額が多いと、発生した事案があると。流用・充用以前に適切な予算計上、予算管理を徹底すべきであると。

ハの最後に、こういう御意見です。令和2年度から内部統制の整備・運用・評価が始まる。最後から2行目に、これは瑞穂市も努力義務団体であるとして書いてありますが、本年度の平成30年決算審査では、予算の管理・流用・充用のほかにも、稚拙な財政運用が目立つということは財政規律の緩みだと、こういうのは財政事務リスクの発見・予防を妨げ、財政運用の支障となると。令和2年から始まる内部統制の整備・運用・評価の瑞穂市は努力義務団体であるから、内部統制を視野に入れた財政規律の充実を図っていただきたいと書いてあります。

これだけ読んでも、もうちょっと具体的に財政当局にお聞きしないと、ちょっと入っていけないところがあるものですから、具体的にこれがどういうことを指し、どのように受けとめ、今後の課題は何だと認識していらっしゃるか、決算というのはあくまで予算に向けてのものですから、それをお聞きしたい。

実は、私が議員になってすぐだったと思うんですけど、ここで不用額が大変多いのはどういうことですかとお聞きしたことがあるんです。非常にただの勘で聞いたんですね。もう15年か13年か14年ぐらい前だと思うんです。だけど、残ったお金ですという説明で、松野市政のときだったと思いますが、それ以上、私も聞けなかったんです。ずうっとそのまま来ました、10年以上。ずうっとなんです、これは。不用額が瑞穂市は非常に多い。今、ようやく監査の審査意見の中にしっかり書かれているのを見ますと、やっぱりこれってよくないことなんだな、おかしいんだなということがようやくわかりました。認識できましたけど、さらにこの奥に入っていくって、議会も市役所も中に入っていくって取り組むためにはどうしたらいいのかは、全く私

にはまだわからない。でも重要なことであるということはよくわかりましたので、もうちょっと財政担当課から話をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今のくまがい議員さんの質疑でございます。

監査の意見書の中の内部統制ということですが、こちらについて少しお答えをさせていただきますが、この内部統制というのは、平成29年度地方自治法等の一部を改正する法律に基づいて制度化されたものでございますが、その内容というのは地方公共団体における組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、その対応策を講じることで事務の適正な執行を確保していくという内容のものです。何かと申しますと、あらかじめ地方公共団体でとり行う事務において、あらゆるリスクが想定されるというものを、あらかじめそこを分類してそれに対応していくといった制度になっていますが、これ一応、先ほど29年度に地方自治法の改正により、政令指定都市以外の地方公共団体に関しては努力義務というふうになっております。県内の状況を見てみますと、今のところ私のほうで把握しているのは2市、岐阜県の市としては2市が導入していると、策定をしているということで理解しているんですが、今後は当市においても近隣の市町の状況を鑑み、検討をしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 非常に大きな背景があるということがよくわかりました。大きなリスク、今は財政ですが、財政上の大きなリスク、もちろん赤字になっていくというのを心配しているんでしょうけれども、瑞穂市の場合に大きな不用額が毎年毎年発生しているというのも非常に危ない状況であると、このままでいったら。内部統制がとれていないとか、規律が緩いということだったんだなあというのがよく認識できました。

今後は、いろいろ勉強しながら、きちんとしたあらゆるリスクの中でも財政のリスクですけど、自分でも勉強してやっていきたいと思います。

2つ目ですが、事業報告書の11ページ、手数料、民生手数料の中に、生活管理指導短期宿泊事業手数料というのがあります。これはどういう中身で、該当者は具体的にどういうことをやっているのかお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま、くまがい議員のほうから御質問のございました決算事業報告書の11ページの中段からちょっと下ぐらいのところになります、生活管理指導短期宿泊事業手数料でございます。

この事業につきましては、支援を要する高齢者の方を一時的に養護老人ホーム、もとす広域

連合の大和園等々の、そういう施設へ臨時的にショートステイといたしますか、短期で入っていただくための事業でございます。主にどんなところがあるかということ、これは介護保険の制度外でございます。例えば高齢者の虐待であるとか、なかなか親子関係、夫婦関係がうまくいっていない方等々について入っていただく場合がございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 高齢者なんですね。生活管理指導を受けるとありますが、今のお話を伺っていると、虐待を受けていたり、お一人で困っている場合もショートステイするのかよくわかりませんが、管理指導は受けるわけですね。

なぜこれをお聞きしたかといいますと、生活管理指導短期宿泊事業という言葉を見て、これこそ、子育て中の家事ができずにいる人、生活困窮者というか、生活が回っていかない状況の中で子供もいたり、不登校していたりする家庭が何件かありまして、こういう人たちは生活ふれあいホームで、このとおり生活管理指導短期宿泊事業をしたらいいのにと考えたものですから、お聞きしました。私が課題としていることはまた別の方向で実現できたらいいなと思って、そちらへ持っていくことにいたします。

3つ目ですが、監査の12ページに市民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額が件数として2,879件あると、3,000件に迫るわけですね。額は1億7,630万3,249円、1億7,000万あると、収入未済額が。大変な件数と、大変な額だと思います。

事業報告書の34ページ、賦課徴収費、収納事務、滞納処分の状況には差し押さえ件数が320件あると書いてあります。差し押さえの1つごとに件数でしょうから、同じ人に何件もあるのかもしれない。実際、対象人数でいくとこれより少なくなるんじゃないかと思いますが、督促手数料の件数をお聞きしても、簡単に比べられないという事情はわかりますが、でも多分、すごく差があると思うんです。

督促手数料件数は何件でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 督促の件数ということでございますが、市民税の普通徴収の督促状ということで御説明をさせていただきます。

納期が年4回、4期ございまして、期当たりおよそ1,400通の督促状を発送しておりまして、年間で約5,700通という計算となります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 4期あるので、全部では6,000近いわけですが、1期当たり大体1,400通を出しているわけですね。差し押さえ件数は320ということですか。

それでお聞きしたいのは、このような税金、そのほか国保とかいようなお金を市民は市役所に納めなければいけないわけですが、払わなかった場合に督促が行くと思うんですね。払わない人の中に、払わない人と払えない人がいると思うんです。払わない人というのは、払えるのに払わない人。それで、そういう人はちょっとさておきまして、払えない人を問題にしたいと思うんですが、私がここで配慮したいのは、払えないのも経済的な理由で払えないのとは別に、この督促状とか呼び出しを受ける場合もあると思うんですけど、意味がわからないというか、話し合いができないという人がいるということが、私、経験でわかりました。書類もよくわからない、その意味も。こういうのを何件か経験しているうちに、実は認知症とかで、だんだん対応できない、例えば自分の通帳に幾らお金があるとかかわからなくなってきたりとか、いろいろな理由で払えない、払わないというか、コミュニケーションが市役所と成立しない、書類上、督促状が来ても何を言われているかわからないと。それから、わかっても認知症もあつたりして対応できないと。そういう人もこれからふえてくるんじゃないかと思うんです、今の時点でも恐らくいると思うんですが。その払ってくださいという交渉が、お金があつても払わないんじゃないかと、成立しない人というのはどれぐらいいるかというのはわかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 督促状を発送します。その後に、督促状によりまして税金を納めていただける方が、およそ33%の方が督促状により納付をしていただいています。

そのほか、納付困難などで相談に、電話も含めて約1割、10%があります。残りの大体50、6割近くになるんですけども、その中に今おっしゃったような、督促状をもらってもわからないという人が何人かおられると思うんですが、その何人おるかというところまでは、ちょっと非常に把握が難しいというところがございますが、相談があれば口座振替等を勧めたり、何らか対応をしていきたいなというふうに思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうすると、督促状を送って5割以上の方がコミュニケーション不全なわけですね。その中で、何を言われているのかわかんないとか、通帳がどうなっているかわかんないとか、対応自体、言われていること、それから自分がすべきこと、両方対応自体が判断できない人も、この6割の中にどれぐらいいるかわかりませんが、確実にいると思うんです。高齢者がふえればまたあれだし、生活困窮者がふえますので。

わかりました、一般質問のほうで、ちょっと書類弱者というのがきつというんじゃないかと思うんです。ちょっとそのことを取り上げるので、その前データとしてお聞きしました。市役所も、こういう人たちに対してどうしていくかというのはきっと大きい課題になると思うんです。ありがとうございました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第63号についてお尋ねをしたいというふうに思います。

高齢者のタクシーの助成制度でございますが、この制度を利用された方の人数はどれぐらいになっているのかお尋ねしたいと思います。

また、当初の予算額に対して、このタクシー助成料ですけれども、予算額を使い切れずに残っておったということを記憶にあるわけですけれども、このタクシー助成制度が、どのような問題があってこんなふうになるのかということについて、2つ目をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま小川議員のほうから御質問をいただきました、高齢者のタクシー助成についてでございますが、これにつきましては、かねてよりこちらでお答えをいたしておりますとおり、さまざまにお問い合わせをいただいているところでございます。一番多いのが、条件が厳し過ぎるのではないかとこのところございまして、これについて、予算としては確保いたしますが、なかなかその分の執行の見込みと乖離しているというところでございます。これにつきましては、また今年度間もなく配付のほうが始まりますので、動向を見ながら考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） もう一つ、お伺いしたいと思います。

就学援助の制度がございますけれども、この受給割合といいますのは、私一般質問でも取り上げさせていただいて、提起をさせていただいておりますけれども、その受給割合は大変低いというふうに言わざるを得ないというふうに思います。県の貧困実態調査がございましたけれども、この貧困の実態に照らしても、この今の制度が本当に支援が必要な子供たちに、あるいは父兄の人たちに届いていくのかどうか、届いておるのかどうか、これはどのようにお考えになっているかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） ただいまの小川議員さんの御質問について、お答えをさせていただきます。

せんだっての6月のときにも御質問をいただいています、現状、やっぱり知らせる機会を求めるといことで今やらせていただいておりますので、現状ではそのような方向で進めさせて

いただきたいと考えておるところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） もうちょっとお尋ねしたいんですけれども、私がお聞きしたかったのは、この就学援助の制度が、制度が必要な子供たちに届いておるか、この決算を見ていきますとね、そここのところをどう見ておられるかということをお尋ねしたいんですけど、まだまだ不十分だというふうにお考えなのか、どうでしょうか、そこら辺は。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） やっぱりこう、なかなか学校の中で、生活の中でそういったところを拾いながらというのか、出させていただくというのが現状でございますので、やっぱりこの広めていくというか、お知らせして、必要な方に使っていただくといった内容で進めていくことが重要だと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 岐阜県におきましても、貧困実態調査を受けて今年度、事業計画を立てることになっておるそうです。したがって、この瑞穂市でも今のこの受給割合は果たしていいのかどうか、この見直しが必要になってくるというふうに思います。そういう点では、ぜひ検討が必要ではないか、これでいいのかどうかという検討が必要だということが、この決算からも言えるのではないかと申し上げて、質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第64号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第64号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第64号について質疑いたします。

先ほどの質疑の一部内容と同じ趣旨です。

国民健康保険税について、督促件数が6,905件、これは年4回分なので1回で大体1,726.25になりますが、件数として1,726件あります。

差し押さえ件数は90ページにあります、193件です。質問の趣旨は先ほどと同じで、経済的に払っても払わないではなく、そもそも書類が読めないというか、読まないというか、高齢者とか認知症の人とかもだんだんふえてきますので、そういう人というのはどれぐらいいるんだろうという疑問です。

先ほどのような説明で、だんだん何割、何割というのをやっていくと、予想はつくのかなと思うので、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） まず、ただいまの御質問についてですが、督促状の件数についてですが、国保税につきましては納期が9期ございまして、1期あたりは約900通、年間で約8、300通の督促状を発送しております。

督促状の発送によって税を納めていただける方が、国保税については約39%の方が納付をしていただけます。そのほか、先ほどと同じような形で、納付困難等で相談に来られたり電話などがあつたりするのが約1割ほどですので、合わせますと49ですので、残りの51%の方が内容がわからなかったり、それともあるいは、中には悪意といいますか、払えない人とか、払っても払わない人とか、そんな方がひょっとしたらおられるのかなというふうに考えています。

数については市民税と同じように、先ほどの読んでもわからない人の数というのは、ちょっと把握はできておりませんのでよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 数字も間違っていたのも訂正ありがとうございます。

それで、残りの51%の中には、先ほども同じだったかなと思うんですけど、差し押さえをした193件というのは、この残りの51%の中に入るわけですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） そのような理解でよろしいかと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうすると、51%の人は納付もしないし相談もできないということなんですが、この差し押さえをこの中で193件あるというのは、コミュニケーションなしで差し押さえするわけですか。これはどういうのを根拠に差し押さえするわけですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 差し押さえに入ります前に、まず催告書を発送しまして、さらに自主納付を呼びかけています。それでも納付がない場合には財産調査などをして、いろいろ本人との連絡も試みまして、できるだけ連絡はとるようにしておりますが、いきなり何も連絡もなしで差し押さえということはないというふうに思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうすると、連絡がなしで、財産調査とかして差し押さえちゃっているということなんですが、51%の人とそういうやりとりをする中で、私がわかりたいと思っている、コミュニケーション不全というか、書類弱者というか、市役所がおっかないから行かないという人もいるかもしれませんが、そういう人はこれ、現場を持っている方としては、どれぐらいいるかというのは全くわかりませんか、予測というのは。私よりはもちろんわかると思うんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） そうですね、担当者であれば、そのやりとりの中でわかってくる場合もあろうかと思いますが、なかなか数がじゃあどれぐらいやと言われると、すぐには出ないのかなというふうに思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） つまり、この51%の中で、差し押さえもできない、全くわかんない人がいるわけですよ、やりとりができない人が。そういう人に対して市役所は、税金もそうなんですけど、今後どういうふうにしていくのかということをはっきりと明らかにして、対応していく必要があるなあと思います。

別件で、私はたまたまこういう書類が来たけどよくわからないという相談を受けて、読み解いたら、読み解かないと私も意味がわからなかったんですけど、これ国保じゃありませんけど別件で、読み解いたらこういうことを言われていると。県との間にも入ったり市との間にも入ったりしたけど、大変、本人には書類の意味もわからんという状態だったので、そういうこともあるんだなあというのが初めてわかったわけです。

では、今後の課題と、お互いにしたいと思います。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第65号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第65号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第66号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第66号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第67号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第67号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第68号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第68号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第69号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第69号平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第70号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第70号平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第71号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第71号平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。1時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第19 議案第72号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第72号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 議席番号5番、無所属の会、鳥居佳史です。

補正予算書について質問をさせていただきます。

補正予算書の15ページ、歳出の財産管理費の新庁舎計画等策定支援業務委託料として101万円の減額ということになっております。ここに支援業務ということ为名目がうたってあります。この実際の入札の結果を見ますと、瑞穂市新庁舎建設に係る市場調査等支援業務委託ということで入札が行われておりまして、この差金ということであります。

質問ですけれども、この委託業務の何を委託するのかを改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは今、鳥居議員の質疑でございますが、財産管理費の新庁舎基本計画等策定支援業務委託ということの、こういったものかということでございますが、こちらについては本年度、新庁舎建設基本構想というものを策定しまして、その中で事業候補地3エリアを示しているわけでございますが、その中でサウンディング調査、市場調査ということで、そこで民間活力ができるかどうかという、そういった委託内容となっております。今現在、入札が終わり、契約をしまして進めている状況ですので、御理解していただきたいと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） もう一度、民間へ参入が、どこができるかということ調べる、もう一度、ちょっとお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 民間活力の導入ができるかというところで、例えば庁舎を建設するんですが、それにあわせて民間の方の参入ができるかどうかというのを調査するというものがございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） つまり、例えばPFIとかPPPとか、そういうふうに民間の、例えばPFIでもいろんなやり方があるので、そのどういうやり方が適当かを市場調査するということですか。ごめんなさい、もう一度。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） そのとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） そういうことですか。確かに庁舎建設の実際に方法としては、手段は大事だと思うんですけども、この基本構想にうたってありますように、この平成31年は基本方針と建設場所候補地等を決めるという段階に入ってきていますよね。そういう2つのことを決めるのに、コンサルに入ってもらってそれをまとめていくというふうに解釈していたんですけど、そうではないわけですね。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） その新庁舎建設基本構想の中で示した3つのところで調査をするということで、今回委託を、どういった庁舎を建設していくのに、先ほど申しあげましたPFIとかPPPとか、そういった事業手法が幾つかあるんですが、そういった手法が使えるところがあるかという調査が今回の業務委託の内容となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） その事業手法が使えるところがあるかどうかというのは、ちょっとどういことでしたっけ。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） そうですね、これは例えばの例ですが、例えば新庁舎建設基本構想で示したところとして、このJR穂積駅周辺に、さらに巢南地域、さらに真ん中の地域ということであるんですが、そういった中で、例えば庁舎を建てるのに、1階を例えばコンビニとかそういった形で民間が活用できるような、そういった手法ができないとか、あと、ほかの開発とあわせて庁舎ができないかというところの調査、そういったことを今回、委託の仕様の中で、どういったことができるかということ調査しているという内容となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 先ほど言いましたように、この基本構想では、基本方針と建設予定地、これが大きなテーマで本当にこれが大事だと思いますね。まずどこに建てるんだという、これを決めるのに、例えば住民の人の声を聞いたりとかして、多分まとめていかれるんだと思いますね。市民との合意形成、方針の検討とかいうふうにうたっております。まさにそういう過程で、コンサルに協力してもらってまとめていくということも入っているんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今の質疑にありました市民の合意形成ということは、庁舎の将来構想の中で条件としてありますので、そういった市民への説明会の支援業務としても、この仕様の中には入っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） そういうことであれば、お聞きしたいのはこの入札にかかわった企業が、基本的に土木関係のコンサル業者なんですね。市庁舎建設というのは、建物の建設が当然主で、今おっしゃられたような用途的なものとか、そして民間がどういうことに入れるかというのは、設計事務所もそういう業務はできると思うんですけども、この設計事務所が入れずに土木系のコンサルで入札をされた理由というか、それはありますですか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 一応、この支援業務ですが、土木設計ということではございませんので、それで入札はしておりませんので御理解願いたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ごめんなさい。もう一度、ちょっとはつきり聞き取れなかったのです。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申しわけございません。土木設計の業者ではございませんので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 終わりますけど、ここにあるテイコク、パスコ、玉野、オリエンタル、パシフィックコンサル、中央コンサル、ランドブレイン、建築技術、私の認識では土木系のコンサルだと認識しておりますけど、わかりました、そんな認識の違いはまあいいですわ。設計事務所のコンサルとして入れていない理由というのは特にないということでもいいんですね。もし、今の僕の疑問で何か答えていただけるものがあれば。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 特にございませんが、一応、今申されたところの設計業者ということでございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君、よろしいですか。

○5番（鳥居佳史君） はい。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

今回の補正予算でございますけど、危険なブロック塀等の撤去工事費補助金ということで300万が計上されております。その内容についてお尋ねしたいというふうに思いますが。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ブロック塀の撤去補助金につきまして、この9月補正で300万円を補正させていただいております。その内容につきましては、対象となるブロック塀につきましては、今回は小・中学校の通学路に面している、道路に面しているブロック塀で、60センチ以上の高さがあるものの撤去に当たる費用を補助しようとするものでございます。

基本的には工事費の3分の2を補助するもので、上限を30万円としております。この30万円の財源は、その予算書にございますように300万円のうち、国が150万円、それから県が75万円、市が75万円というような割合で、30万円の10件、300万円を今回補正させていただいております。制度としましては、この10月1日からスタートということで、今年度は10件を計上させていただいたところ です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今回、ブロックの危険など、そういった撤去に工事の援助金ということで補正予算を出されておるわけですがけれども、私もこれ一般質問でお話しさせていただいた経緯がありました。そのときにはまだできないという答弁でしたけれども、私、ここでお尋ねしたいのは、こうした危険なブロックを撤去することについて、補助金という制度をつくっても使い勝手が悪いとか、あるいは制度をつくってもなかなか利用されないと、こういうことではあかんと思っておりますけど、今回はそういう点ではどういうふうな工夫といたしますか、考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今の御質問は、できるだけ使いやすいような補助制度にすべきだというような御意見だと思います。

この6月議会も、ブロック塀の撤去の補助についてどういう考えでいるかということは御質

問をいただいた中で、財源を確保しながらこの制度については考えていきますというようなお答えをさせていただきました。そういった意味で、先ほどの財源を確保して、今回は大変申しわけないですけど、通学路に面したブロック塀の撤去に対してを、まず財源を確保した上で補助制度を始めたいと思います。この先はやはり議員もおっしゃるように、やはりそういう倒壊の危険のあるものは通学路であろうとなかろうと、やはりそこで地震が起きたときにそういう災害が起きてはいけないということは十分認識をしておりますので、まずこの半年10件をどのぐらいの補助を使って市民の皆様撤去していただけるか、その様子を見ながら今後はその制度の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

13ページの土木費の委託金の関係、それから教育費の委託金ですけれども、堤防除草の県の委託金が五百十何万来ております。教育についても、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金として143万9,000円来ていますが、この堤防については、これは今までに、今年度除草をやっていたときの不足金が出ているのか、新たにそういった河川の堤防の除草をされるのか。

それからもう一点は、清流の国のぎふふるさと魅力体験事業ですけれども、これは具体的にどういった事業なのか、前には清流の国ぎふ何とかというお金は昔の第2分団のところで使ったことがあるんですけれども、どういった事業をされるのか、確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 13ページにあります県支出金、県委託金の土木費委託金、堤防除草でございますが、当然のことながら、これは県が管理する1級河川の堤防除草になります。

当該年度の予定の委託費というのは、県のほうと前年度の実績の面積で委託金をいただいて、うちがそのお金を財源にして1級河川の堤防除草をしておるわけなんです、やはり前年度の設計金額をもとに当該年度の委託費を決めていただく中で、毎年、人件費や刈る機械の経費等がやはりかさんでいるというところで、この追加の分については、新たに面積がどこかの川でふえたとかそういうものではなくて、その経費については基本的には県の財源でもって県の河川の草を刈るものですから、我々としては県に経費で上がる分、面積は変わらないけど、設計上、経費が上がる分に関しては負担していただくという前提のもとで、県からの委託金を今回補正させていただいているところです。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 松野議員御質問の、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費委託金につ

いて御説明させていただきます。

これは、県が実施するふるさと教育の事業名になっております。予算は県が100%出すというもので行っていくものでして、具体的には、県内の全ての小・中・高等学校が岐阜県の魅力を再発見しようということでふるさと教育を行うもので、この地域においては各務原市にあります航空宇宙博物館であるとか、あるいは関ヶ原の合戦場、そういった県の施設・名所を訪れて、岐阜県の魅力を再発見すると、そういったよさを知るといような形で行っていくものです。

具体的には予算の使い方としましては、バスの借り上げ料になっております。今年度は市内の3中学校が予定として計画をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 都市整備部長にお尋ねしますけれども、県から五百何万来るわけですが、これ具体的に今年度、瑞穂市がその委託を受けて、どこそこ堤防の除草をすることはまだ決まっていないわけですね。要は記述がありませんから。そういうふうに解釈していいんですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 河川の堤防草刈りについては、年1回実施しております。御承知のとおり、1級河川の堤防の除草というのは、本来は県がやるべきところでございます。それは県が全ての市町村に委託金を出して、各市町の1級河川の堤防を刈るようにお金をいただくというような内容のものです。

それで、やはり前年度の実績でもって、県はこの金額でやってくださいというふうに言われる。市のほうは委託を受けて、既にこの6月以降発注しておりますが、先ほど言いました人件費、機械等の高騰で、全部の面積を県から最初指定していただいたお金ではできないというところがありましたので、追加のお金を県にいただくというようなもので、この委託金のところに上がっているというものです。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第73号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第73号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第74号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第74号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第75号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第75号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第76号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第23、議案第76号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第53号から議案第58号まで及び議案第60号から議案第76号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第53号から議案第58号及び議案第60号から議案第76号まで、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後1時42分

